

京極町地域防災計画

地震災害対策編

令和2年8月

京極町防災会議

〔目 次〕

地震災害対策編

第1章 総則	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	1
第4節 計画の基本方針	1
第5節 京極町の地形・地質	3
第6節 京極町及びその周辺における地震の発生状況	4
第7節 京極町における地震の想定	5
第2章 災害予防計画	8
第1節 住民の心構え	8
第2節 地震に強いまちづくり推進計画	11
第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発	14
第4節 防災訓練計画	15
第5節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	15
第6節 相互応援（受援）体制整備計画	15
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	15
第8節 避難体制整備計画	16
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	16
第10節 火災予防計画	16
第11節 危険物等災害予防計画	18
第12節 建築物等災害予防計画	21
第13節 土砂災害予防計画	23
第14節 液状化災害予防計画	24
第15節 積雪・寒冷対策計画	25
第16節 業務継続計画の策定	26
第17節 複合災害に関する計画	27
第3章 災害応急対策計画	28
第1節 応急活動体制	28
第2節 地震情報の伝達計画	29
第3節 災害情報収集・伝達計画	35
第4節 災害広報・情報提供計画	36
第5節 避難対策計画	36
第6節 救助救出計画	36
第7節 地震火災等対策計画	37
第8節 災害警備計画	38

第9節	交通応急対策計画	38
第10節	輸送計画	38
第11節	ヘリコプター活用計画	38
第12節	食料供給計画	38
第13節	給水計画	39
第14節	衣料・生活必需物資供給計画	39
第15節	石油燃料供給計画	39
第16節	生活関連施設対策計画	39
第17節	医療救護計画	40
第18節	防疫計画	40
第19節	廃棄物処理等計画	40
第20節	家庭動物対策計画	41
第21節	文教対策計画	41
第22節	住宅対策計画	41
第23節	被災建築物安全対策計画	42
第24節	被災宅地安全対策計画	44
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	44
第26節	障害物除去計画	44
第27節	広域応援・受援計画	44
第28節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	44
第29節	災害ボランティアとの連携計画	44
第30節	救助法の適用と実施	44
第4章	災害復旧・被災者救護計画	45
第1節	災害復旧計画	45
第2節	被災者援護計画	45

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、京極町における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき策定されている「京極町地域防災計画」の「地震災害対策編」として、京極町防災会議が策定する。

なお、この計画に定められていない事項については、「京極町地域防災計画（一般災害対策編）」による。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本節については、一般災害対策編「第1章 第4節計画推進に当たっての基本となる事項」を準用する。

第4節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任

1 京極町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、町、道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

一般災害対策編「第1章 第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3 住民及び事業者の基本的責務等

いっどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する道民運動を展開するものとする。

一般災害対策編「第1章 第8節 住民及び事業者の基本的責務等」を準用するものとする。

1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。特に、地震災害については、家具の転倒防止対策や住宅用火災警報器の設置等、家庭での予防・安全対策などに努めるものとする。

また、災害時には、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。特に、地震災害は突発的に発生するため、落ち着いて対応に努めることが重要となる。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。特に地震災害については、設備や機材の等の転倒、移動の防止対策などに努めるものとする。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

3 住民及び民間事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- (3) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

4 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第5節 京極町の地形・地質

地震災害は、地盤や地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現出するという特性をもっており、被害を拡大する社会的災害要因としては、高齢化の進展、生活環境の変化、情報化社会の進展、住民意識の変化などが考えられる。

第1 自然条件（地形、地質）

一般災害対策編「第2章 第1節 自然条件」を準用する。

第6節 京極町及びその周辺における地震の発生状況

第1 京極町及びその周辺における被害地震

京極町及びその周辺における地震災害による大規模な被害は、これまでに記録されていないものの、被害想定をもとに十分な対策を講じる必要がある。

なお、近年、道内で発生した「平成5年（1993年）の釧路沖地震」及び「平成6年（1994年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）の北海道東方沖地震」、「平成15年（2003年）の十勝沖地震」等においては、大きな被害は記録されていない。

しかし、「平成30年（2018年）北海道胆振東部地震」では、全道で停電が発生するなど、発生後の住民生活に深刻な影響が生じた。

第7節 京極町における地震の想定

第1 基本的な考え方

北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸型断層に関する最新の研究成果等の検討により、30の地震が想定される。

これらの想定地震を対象に減災目標を検討するための詳細な被害想定を算定していくための想定地震として、24地震54断層モデルを選定し、平成24年度から平成28年度にかけて被害想定を算定を行った。

北海道は、これらの中で後志管内に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として「北海道留萌沖の地震」を想定し、地震被害を予測する。

なお、留萌沖では、1947年にM7.0の地震が起きている。また、1792年後志の津波(M7.1)もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7クラスの地震が発生する領域とみられている。

※ 同一名称の地震であっても、断層上端の深さや断層長さが異なるなどの場合、別の地震としてカウントしているため、30地震より多くなっている。

想定される地震	走向	地震の規模	地震動 (地表における最大震度)
北海道留萌沖の地震	N225° E	M7.8	震度7

第2 被害の予測

1 地震による被害

北海道留萌沖（走向N225° E、モデルNo.2）の地震（M7.8）における被害概要については、「冬期の早朝5時」において、人的被害が最大となる地震動による被害想定結果を整理したものとなる。

本町では、大部分において震度5強、一部地域では震度6弱が予測される。

(1) 液状化危険度の想定

町内では、一部地域において液状化発生確率が「1~10%」となっている。

(2) 急傾斜地被害の想定

町内では、「A（崩壊の可能性が高い）」が1箇所、「B（崩壊の可能性はある）」が2箇所となっている。

(3) 建物被害

被害の原因	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊
全半壊棟数	16	1未満	1未満

(4) 火災被害の想定

町内火災による建物消失棟数は「1未満」となっている。

(5) 人的被害

本町における人的被害は、死者数が1人未満、負傷者数が1人、又は1人未満となっている。

図表 北海道留萌沖（走向 N225° E、モデル No. 2）の被害想定

被害想定項目		小項目	北海道留萌沖の地震 (走向 N225° E、モデル No. 2)		
			(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動		地表における震度(評価単位最大)	6.0	6.0	6.0
(3) 急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度 A (箇所)	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		崩壊危険度 B (箇所)	2 箇所	2 箇所	2 箇所
		崩壊危険度 C (箇所)	0 箇所	0 箇所	0 箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
		揺れによる半壊棟数	15 棟	7 棟	15 棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
		液状化による半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
計	全壊棟数	1 棟	1 棟未満	1 棟	
	半壊棟数	15 棟	7 棟	15 棟	
(5) 火災被害		全出火件数	1 件未満	1 件未満	1 件未満
		炎上出火件数	1 件未満	1 件未満	1 件未満
		焼失棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		揺れによる重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		揺れによる軽傷者数	1 人	1 人未満	1 人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による軽傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	計	死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		軽傷者数	1 人	1 人未満	1 人
避難者数	避難所生活者数	169 人	165 人	169 人	
	避難所外避難者数	91 人	89 人	91 人	
	避難者数計	260 人	253 人	260 人	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	15 箇所	15 箇所	15 箇所
		断水世帯数(直後)	906 世帯	906 世帯	906 世帯
		※断水人口(直後)	1,887 人	1,887 人	1,887 人
		断水世帯数(1日後)	498 世帯	498 世帯	498 世帯
		※断水人口(1日後)	1,038 人	1,038 人	1,038 人
		断水世帯数(2日後)	480 世帯	480 世帯	480 世帯
		※断水人口(2日後)	1,001 人	1,001 人	1,001 人
		復旧日数(人員 1/2)	—	—	—
復旧日数(人員 1/4)	—	—	—		

被害想定項目		小項目	北海道留萌沖の地震 (走向 N225° E、モデル No. 2)		
			(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(7) ライフライン被害	下水道の被害	被害延長 (km)	0.9km	0.9km	0.9km
		機能支障世帯数	62 世帯	62 世帯	62 世帯
		※機能支障人口	129 人	129 人	129 人
		復旧日数(人員 1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員 1/4)	—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	14 箇所	14 箇所	14 箇所
	橋梁(15m 以上)の被害	不通箇所数	1 箇所未満	1 箇所未満	1 箇所未満
		通行支障箇所数	1 箇所未満	1 箇所未満	1 箇所未満
	橋梁(15m 未満)の被害	不通箇所数	1 箇所未満	1 箇所未満	1 箇所未満
		通行支障箇所数	1 箇所未満	1 箇所未満	1 箇所未満

図表 [参考]京極町の被害想定項目毎の最大被害となる地震

地震被害想定項目		最大被害の想定地震	被害の最大値	備考
(1) 地震動	地表における震度	留萌沖 N225No_2	6.0(震度 6 弱)	
(4) 建物被害の想定	全壊棟数	留萌沖 N225No_2 (PT1)	1 棟	
	半壊棟数	留萌沖 N225No_2 (PT1)	15 棟	
(5) 火災被害の想定	焼失棟数	留萌沖 N225No_2 (PT3)	0 棟	※0.5 棟未満
(6) 人的被害の想定	死者数	留萌沖 N225No_2 (PT1)	0 人	※0.5 人未満
	重傷者数	留萌沖 N225No_2 (PT1)	0 人	※0.5 人未満
	軽傷者数	留萌沖 N225No_2 (PT1)	1 人	
	避難者数	留萌沖 N225No_2 (PT3)	260 人	
(7) ライフラインの被害	上水道の被害箇所数	留萌沖 N225No_2	15 箇所	
	上水道の断水人口 (1 日後)	留萌沖 N225No_2	1,038 人	
	下水道の被害延長	留萌沖 N225No_2	0.9 km	
	下水道の機能支障人口	留萌沖 N225No_2	129 人	
(8) 交通施設被害の想定	主要な道路の被害箇所数	留萌沖 N225No_2	2 箇所	
	橋梁(15m 以上)の不通箇所	留萌沖 N193No_1	0 箇所	※0.5 箇所未満
	橋梁(15m 以上)の通行支障箇所	留萌沖 N193No_1	0 箇所	※0.5 箇所未満

資料：全道版被害想定調査結果（平成28年度版被害想定調査結果 平成30年2月公表）

第2章 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進する。

第1節 住民の心構え

道内で過去に発生した地震・災害や平成7年（1995年）1月に発生した「阪神・淡路大震災」、平成23年（2011年）3月の「東日本大震災」、「平成28年（2016年）熊本地震」、「平成30年北海道胆振東部地震」等の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ 崖崩れに注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用紙等（トイレットペーパー等）の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- エ 火が出たらまず消火する。
- オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- カ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。

- キ 山崩れ、崖崩れ、浸水に注意する。
- ク 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ケ みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- コ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- サ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等、重量物の転倒防止措置をとる。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認する。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- エ 職場の消防計画に基づき行動する。
- オ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- カ 正確な情報を入手する。
- キ 近くの職場同士で協力し合う。
- ク エレベーターの使用は避ける。
- ケ マイカーによる出勤、帰宅のほか、危険物車両等の運行は自粛する。

3 集客施設等でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。

ウ 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて、駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することに交通が混乱するので、避難のため車を使用しない。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 地震に強い都市構造の形成

- 1 町、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強い都市構造の形成を図る。
- 2 町、国及び道は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- 3 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

- 1 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- 3 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- 4 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、できるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 5 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする
- 6 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築意基準法の遵守の指導等に努める。
- 7 町及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策の落下物対策及びブロック塀等の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- 8 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第3 主要交通の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や必要に応じて、二重化を図るなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

1 町、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

特に、三次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

2 町、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

3 町、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

4 町、道及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第6 復旧対策基地の整備

町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

第7 液状化対策等

1 町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

3 町は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

町、道及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

町、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を

得るなど環境整備に努めることとする。

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

道は地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画及び町地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、町及び道等は、その整備を重点的・計画的に進めることとしている。

このうち、計画対象事業は次のとおりである。

- (1) 避難地、避難路
- (2) 消防用施設
- (3) 消防活動用道路
- (4) 緊急輸送道路等、交通管制施設、ヘリポート、共同溝等
- (5) 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
- (6) 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- (7) 地域防災拠点施設
- (8) 防災行政無線施設、設備
- (9) 飲料水確保施設、電源確保施設等
- (10) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- (11) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- (12) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第1 防災知識の普及・啓発

- 1 町、道及び防災関係機関は、職員に対して地震に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- 2 町、道及び防災関係機関は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。
 - (1) 啓発内容
 - ア 地震に対する心得
 - イ 地震に関する一般知識
 - ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
 - エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
 - オ 災害情報の正確な入手方法
 - カ 出火の防止及び初期消火の心得
 - キ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
 - ク 自動車運転時の心得
 - ケ 救助・救護に関する事項
 - コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
 - サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
 - シ 要配慮者への配慮
 - ス 各防災関係機関が行う地震災害対策
 - (2) 普及方法
 - ア テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
 - イ インターネット、SNS の利用
 - ウ 広報誌（紙）、広報車両の利用
 - エ 映画、スライド、ビデオ等による普及
 - オ パンフレットの配布
 - カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- 3 町、道及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努めるものとする。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4節 防災訓練計画

地震災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

なお、実施に当たっては、一般災害対策編「第4章 第2節 防災訓練計画」を準用する。

第5節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第3節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第4節 相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第6節 避難体制整備計画」を準用する。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、一般災害対策編「第4章 第10節 消防計画」及び「第8章 第4節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるほか、次のとおりである。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び道は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食いとめるためには、初期消火が重要であるので、町及び道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) 病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

町は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

5 消防計画の整備強化

羊蹄山ろく消防組合（京極支署）は、防火活動の万全を期するため、消防計画を策定し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

第11節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、一般災害対策編「第8章 第3節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、次のとおりである。

1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町、道及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

2 危険物保安対策

- (1) 羊蹄山ろく消防組合（京極支署）、北海道

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

- (2) 北海道警察本部

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

3 火薬類保安対策

- (1) 羊蹄山ろく消防組合（京極支署）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

- (2) 北海道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程及び保安教育計画の策定、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

- (3) 北海道警察

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握

するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

4 高圧ガス保安対策

(1) 羊蹄山ろく消防組合（京極支署）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(2) 北海道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(3) 北海道警察

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出が

5 毒物・劇物災害対策

(1) 羊蹄山ろく消防組合（京極支署及び消防団）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(2) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を地域保健室（保健所）、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じる。

(3) 北海道

ア 毒物及び劇物の取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場

合は、登録の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

(4) 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

6 放射性物質災害対策

(1) 羊蹄山ろく消防組合（京極支署及び消防団）

火災予防上及び消防活動上の観点から、消防用設備等の状況、放射線測定機器等の保有状況、汚染検査・除染体制の状況等、事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(2) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

(3) 北海道警察

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

第12節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するため、一般災害対策編「第4章 第9節 建築物災害予防計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

第1 建築物の防災対策

1 防災対策拠点施設の耐震性の確保

(1) 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

震災時における活動の拠点となる役場庁舎、診療所、学校、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、道が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化を促進するよう指導する。

(2) 避難に重要な道路沿いに立つ建築物の耐震性の確保

町内の避難場所への避難路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、収容及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の促進を図る。

2 木造建築物の防火対策の推進

町及び道は、本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

3 既存建築物の耐震化の促進

町及び道は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修推進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災ハザードマップや、普及パンフレットを作成し、所有者等への普及・啓発を図る。さらに耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努めるものとする。

また、町及び道は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

4 ブロック塀等の倒壊防止

町及び道は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

(1) 住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓

発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について普及を図る。

(2) 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

- (3) 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化を奨励する。
- (4) ブロック塀を新設、又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準を遵守するよう指導する。

5 窓ガラス等の落下物対策

町及び道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

6 被災建築物の安全対策

- (1) 町及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
- (2) 道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。
- (3) 町及び道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(環境省)等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

第2 ライフライン施設の耐震化等安全性の向上

町は、関係機関に対して建物及び設備等の耐震対策を講じるよう要請するとともに、これらの関係機関と密接な連携を図り、施設の被害を最小限にとどめるための対策を講ずる。

- 1 電力施設(北海道電力株式会社)
- 2 LPガス事業者
- 3 水道施設
- 4 通信施設(東日本電信電話株式会社等)

第3 交通施設の安全化・耐震化対策

1 道路の整備

地震時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を検討する。

2 落石等通行危険箇所の対策

落石、法面等通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、順次、危険箇所の解消を図るために法面防護施設工事等の予防工事を実施する。

3 橋梁、トンネル等の耐震化対策

橋梁、トンネル等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次補修、補強、架替等を行い耐震性の確保を図る。

第4 河川、砂防、治山等施設の安全化・耐震化対策

1 治山・治水対策

治山・治水対策は防災上重要なため、道との連携により整備を図り、災害の防止を期するものとする。

(1) 河川改修の治水事業

河川の堤防の耐震点検を継続し、これの対策を行うとともに、河道改修を行うなど、安全性の向上を図る。

また、水防情報システムを整備し、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できるように体制の整備に努める。

(2) 治山事業

地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、道と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山堰堤の築堤、溪流工事等、治山施設の完備を図る。

(3) 砂防及び地すべり防止事業

地震による地盤のゆるみの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図り、流域住民の安全を期するものとする。

また、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止について、道と連携を図りながら推進する。

第5 がけ地に近接する建築物の防災対策

(1) 町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

(2) 町及び国、道は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第13節 土砂災害予防計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第15節 土砂災害予防計画」を準用するものとする。

第14節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」（1964年）を契機として、認識されたところである。

北海道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

また、「平成15年十勝沖地震」では、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

最近では、「平成30年北海道胆振東部地震」において、札幌市清田区をはじめ、札幌市北区・東区地下鉄沿線、苫小牧東港において液状化による被害が発生した。

2 液状化対策の推進

町、道及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

3 液状化対策の調査・研究

町、道及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

4 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次のような代替機能を確保する対策が考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

5 液状化対策の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第15節 積雪・寒冷対策計画

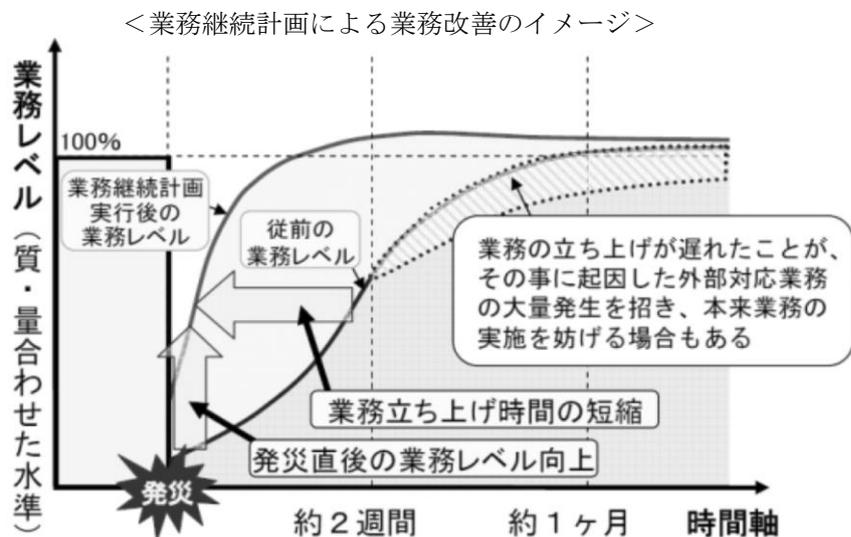
本節については、一般災害対策編「第4章 第16節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第16節 業務継続計画の策定

町、道及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に道、市町村及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 京極町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するとともに、策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員 の参集体制、役場が使用できなくなった場合の代替施設の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第17節 複合災害に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第17節 複合災害に関する計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、道本部等と連携を図る。

第1 災害対策組織

一般災害対策編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第2 職員の動員配備

一般災害対策編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第2節 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第1 地震に関する情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）※を発表する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

※ 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される情報である。

また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

2 地震に関する情報及び警報等の種類及び内容

地震に関する情報及び内容については、次のとおりである。

(1) 地震に関する情報の種類と内容

	情報の種類	発表基準	発表内容
地震情報	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
	震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
	遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
	長周期地震動に関する観測情報	・震度3弱以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料は、次のとおりである。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・石狩・空知・後志地方で震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・石狩・空知・後志地方で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期(毎月10日頃)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及び石狩・空知・後志地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料。

第3 気象庁による気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測する。

「気象庁震度階級関連解説表」(資料7)は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

資料編〔災害履歴・震度階級等〕 ・ 気象庁震度階級関連解説表 (資料7)

第4 異常現象を発見した場合の通報

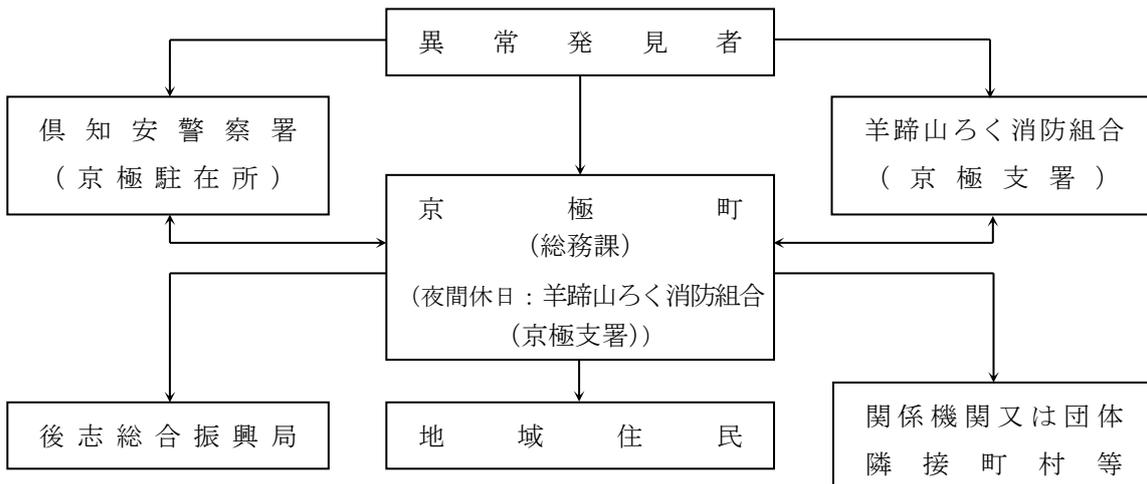
町長は、頻発地震、異常音響及び地変などの異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、災害の規模、内容等により必要に応じて次の機関に通報する。

- (1) 羊蹄山ろく消防組合 (京極支署)
- (2) 倶知安警察署
- (3) 後志総合振興局 地域政策課
- (4) 札幌管区気象台地震火山課
- (5) 影響のある隣接町村
- (6) その他、その異常現象に関係ある機関

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は、総務課長へ報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

休日、夜間にあつては、羊蹄山ろく消防組合 京極支署が受理し、総務課長へ報告し、その指示を受けるものとする。

図表 災害発生通報系統図



第3節 災害情報収集・伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、次のとおりとするほか、一般災害対策編「第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」を準用する。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。

- 1 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報を住民等への伝達に努めるものとする。
- 2 町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

- 3 町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及・啓発に努めるものとする。
- 4 町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

なお、人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うため、町は、把握している人的被害の数について、道に連絡を行うものとする。

- 5 町及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

1 京極町

- (1) 町は、震度5弱以上を観測した場合、被災状況を道に報告する。（但し、震度5強以上を観測した場合、第1報を道及び国（消防庁）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。
- (2) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- (3) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発

生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第4節 災害広報・情報提供計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

地震災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、一般災害対策編「第5章 第4節 避難対策計画」を準用する。

なお、地震災害は多数の被災者が生じるおそれがあり、また、火災や崖崩れ等の発生も懸念されるため、避難路の選定や避難誘導、避難所の安全確認などを速やかに行うものとする。

第6節 救助救出計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第9節 救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりとするほか、一般災害対策編「第4章 第10節 消防計画」及び一般災害対策編「第8章 第4節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるものとする。

第1 消防活動体制の整備

町はその地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、予め、概ね次に掲げる危険区域を把握し、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖崩れ、崩壊危険箇所
- 3 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の策定

町は、大地震時における火災防御活動及び救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、予め地震火災対策計画を策定する。

この場合、その基本的事項は、概ね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、予めこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考

えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 災害警備計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第12節 災害警備計画」を準用する。

第9節 交通応急対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第13節 交通応急対策計画」を準用する。

第10節 輸送計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第14節 輸送計画」を準用する。

第11節 ヘリコプター活用計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第8節 ヘリコプター活用計画」を準用する。

第12節 食料供給計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第15節 食料供給計画」を準用する。

第13節 給水計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第16節 給水計画」を準用する。

第14節 衣料・生活必需物資供給計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第17節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第15節 石油燃料供給計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第18節 石油燃料供給計画」を準用する。

第16節 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（水道施設、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら、各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

第1 水道施設

一般災害対策編「第5章 第21節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 応急復旧

水道事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を予め定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

2 広報

水道事業者は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 電気

一般災害対策編「第5章 第19節 電力施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を予め定めておく

ほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第3 通信

1 応急復旧

東日本電信電話（株）北海道事業部、（株）NTT ドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合、又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合においては、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講じるものとする。

2 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第4 放送

NHK など放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じる。

第17節 医療救護計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第10節 医療救護計画」を準用する。

第18節 防疫計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第11節 防疫計画」を準用する。

第19節 廃棄物処理等計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第30節 廃棄物処理等計画」を準用する。

第20節 家庭動物対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第28節 家庭動物対策計画」を準用する。

第21節 文教対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第26節 文教対策計画」を準用する。

第22節 住宅対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第24節 住宅対策計画」を準用する。

第23節 被災建築物安全対策計画

一般災害対策編「第5章 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用するほか、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりとする。

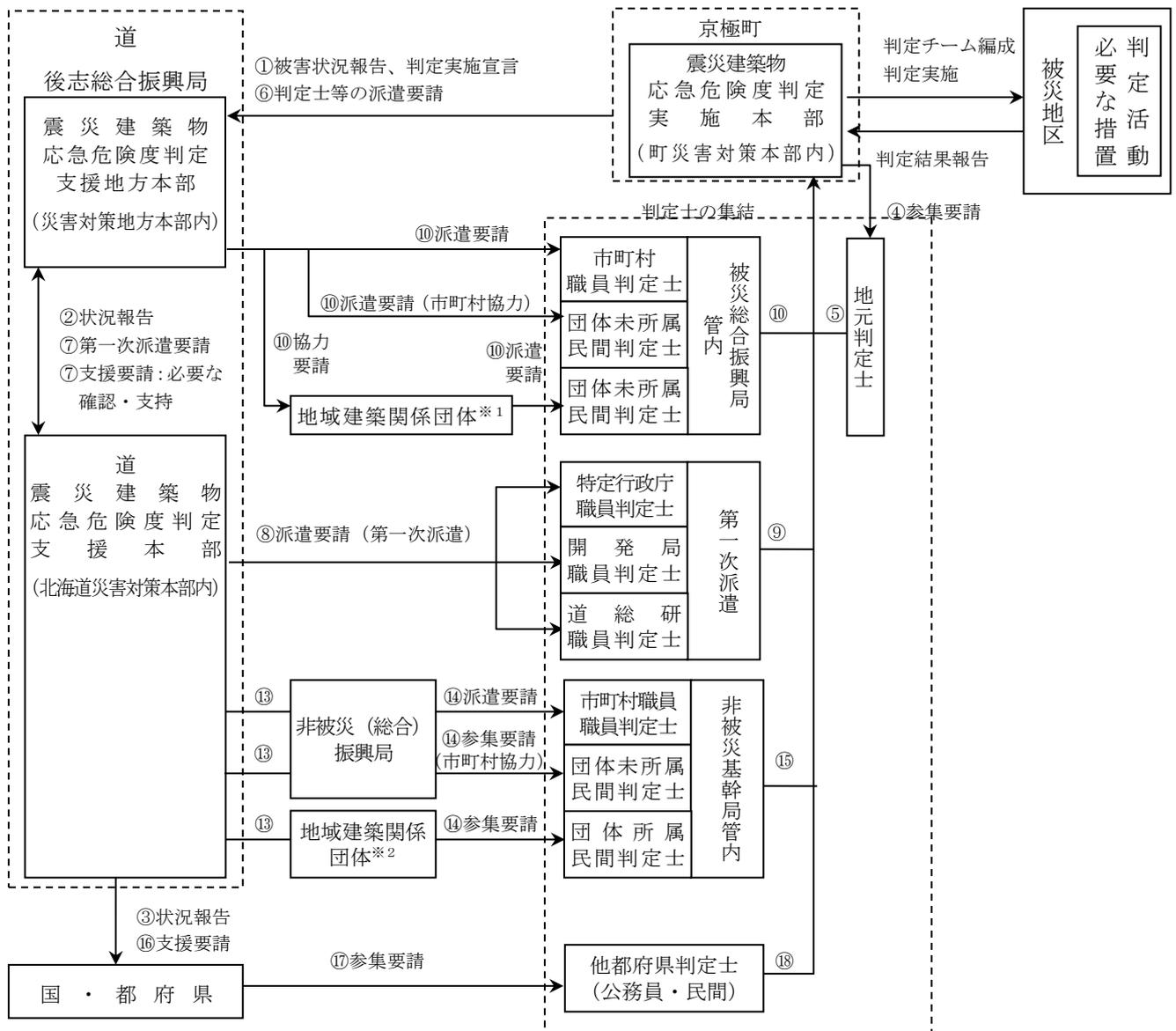
第1 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 活動体制

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



2 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3区分の判定内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である

調査済：建築物の損傷が少ない場合である

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害については、次のとおりとする。

1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

2 実施主体及び実施方法

(1) 町及び北海道

町及び道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第24節 被災宅地安全対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第26節 障害物除去計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第25節 障害物除去計画」を準用する。

第27節 広域応援・受援計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第7節 広域応援・受援計画」を準用する。

第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第29節 災害ボランティアとの連携計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第31節 災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第30節 救助法の適用と実施

本節については、一般災害対策編「第5章 第34節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧・被災者救護計画

地震災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

本節については、一般災害対策編「第10章 第1節 災害復旧計画」を準用する。

第2節 被災者援護計画

本節については、一般災害対策編「第10章 第2節 被災者援護計画」を準用する。